



新型コロナウイルス感染症出席停止の手続きについて

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴い、出席停止の手続きについてお知らせいたします。

● 新型コロナウイルス感染症の出席停止の手続きについて

再登校するにあたり、医師が作成する治療証明書を学校へ提出することは不要です。その代替として、保護者が記入する「罹患報告書」(別紙)を学校にご提出ください。合わせて「体温チェック表」もお渡ししますが、出席停止期間の確認にご活用くださり、学校への提出は必要ありません。(インフルエンザとは期間が少し違います)

● 新型コロナウイルス感染症罹患から再登校までの手順

まず医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断されたら、学校にご連絡ください。そして「罹患報告書」に記入をお願いします。記入例は裏面をご確認ください。「罹患報告書」を今回 1 部配布いたしますので、必要となった場合にご使用ください。また築港小ホームページからダウンロードも可能ですが、用紙でのお渡しもできますのでその際はご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準を満たしたら、「罹患報告書」を学校に提出し、再登校が可能です。

● 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準について

次の①～③を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として5日間を経過していること。
- ② 症状が軽快した翌日を初日(1日目)として1日を経過していること。
- ③ ①②の両方を満たしていること。

● その他の感染症の治療証明書の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ以外の感染症(学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症)の治療証明書の取扱いは、今までどおりです。感染症にかかれた場合は学校へご連絡ください。

